

# 報告事項 No. 9

## 川崎市市民館条例 新旧対照表

改正後【最終的な案】	改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】	改正前																																																																								
<p>川崎市市民館条例 昭和47年川崎市条例第38号</p> <p><u>（目的及び設置）</u></p> <p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>市民館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館岡上分館</td> <td>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を行うこと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 市民館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。）に館長及びその他必要な職員を置く。</p>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	<p>川崎市市民館条例 昭和47年川崎市条例第38号</p> <p><u>（目的及び設置）</u></p> <p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>市民館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館岡上分館</td> <td>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を行うこと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 市民館（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。）に館長及びその他必要な職員を置く。</p>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	<p>川崎市市民館条例 昭和47年川崎市条例第38号</p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>川崎市市民館（以下「市民館」という。）</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館岡上分館</td> <td>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 市民館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。</p> <p>(1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。</p> <p>(2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>(5) 文化活動の奨励を行なうこと。</p> <p>(6) 視聴覚器材器具の貸出しを行なうこと。</p> <p>(7) 社会教育関係団体の育成を図ること。</p> <p>(8) 施設及び設備を市民の集会その他の公共的利用に供すること。</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 市民館に館長及びその他必要な職員を置く。</p>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																																									
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12																																																																									
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																																																									
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																																									
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																																																									
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																																									
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																																									
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																																																									
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																																																									
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号																																																																									
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																																									
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12																																																																									
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																																																									
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																																									
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																																																									
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																																									
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																																									
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																																																									
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																																																									
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号																																																																									
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																																									
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1, 100番地12																																																																									
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																																																									
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																																									
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																																																									
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																																									
名称	位置																																																																									
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																																									
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																																																									
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																																																									
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号																																																																									

改正後【最終的な案】	改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】	改正前								
<p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、この条例<b>並びに</b>これに基づく<b>規則及び教育委員会規則</b>の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="151 1192 1015 1423"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる<b>とき</b>は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p>2 <b>前項の規定にかかわらず</b>、指定管理者は、<b>必要と認めるとき</b>は、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館<b>の</b>利用時間を変更し、又は<b>市民館を</b>臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第5条 市民館の<b>施設等</b>を利用しようとする者は、<b>委員会</b>（指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>	利用時間	午前9時から午後9時まで	休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる <b>とき</b> は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	<p>(指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条の3 指定管理者は、この条例<b>及び</b>これに基づく<b>教育委員会規則</b>の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。</p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1059 1192 1923 1423"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる<b>場合</b>は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p>2 指定管理者は、<b>特別の理由があると認めるとき</b>は、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館<b>に係る前項の</b>利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <p>(利用許可)</p> <p>第5条 市民館の<b>施設等</b>を利用しようとする者は、<b>委員会</b>（指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>	利用時間	午前9時から午後9時まで	休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる <b>場合</b> は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	<p>(使用許可)</p> <p>第5条 市民館の<b>施設及び設備</b>を使用しようとする者は、<b>教育委員会</b>（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(視聴覚器材器具の貸出し)</p> <p>第6条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>
利用時間	午前9時から午後9時まで									
休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる <b>とき</b> は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日									
利用時間	午前9時から午後9時まで									
休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる <b>場合</b> は、当該日の直後の休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日									

改正後【最終的な案】	改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】	改正前
<p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、市民館の施設等の利用を許可しない。</p> <p>(1) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が利用を不適当と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用の目的に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(施設等の変更禁止)</p> <p>第10条 利用者は、市民館の施設等の利用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第1に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を断わり、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、市民館の施設等の利用を許可しない。</p> <p>(1) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が利用を不適当と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用の目的に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則又は教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(施設等の変更禁止)</p> <p>第10条 利用者は、市民館の施設等の利用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>(入館等の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者</p> <p>(2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者</p> <p>(4) その他市民館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合は、市民館の施設及び設備の使用を許可しない。</p> <p>(1) 施設及び設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) その他委員会が使用を不適当と認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は、第5条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的に反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(施設及び設備の変更禁止)</p> <p>第10条 使用者は、市民館の施設及び設備の使用にあたっては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、市民館の施設及び設備の使用について別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

改正後【最終的な案】	改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】	改正前
<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>（貸出料）</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</p> <p>（受講料及び入場料）</p> <p>第13条 <b>市長（指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次項において同じ。）</b>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<b>市長</b>がその都度定める。</p> <p>（使用料及び利用料金の減免）</p> <p>第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、第11条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料及び利用料金の返還）</p> <p>第15条 既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（利用権の譲渡禁止）</p> <p>第16条 <u>利用者は、市民館の施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p> <p>（利用者の義務）</p> <p>第17条 <u>利用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設等を利用しなければならない。</u></p> <p>（原状回復）</p> <p>第18条 <b>利用者は</b>、市民館の施設等の利用を終了し、又は利用許可を取り消され、利用を制限され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>（取消し等による損害の責任）</p> <p>第19条 市及び指定管理者は、第9条第4号に該当する場合を除き、<u>利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって、利用者</u>に生じた損害については、<u>その責めを負わない。</u></p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第20条 <u>利用者は、市民館の施設等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める</u></p>	<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>（貸出料）</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</p> <p>（受講料及び入場料）</p> <p>第13条 <b>市長及び指定管理者</b>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<b>市長又は指定管理者</b>がその都度定める。</p> <p>（使用料及び利用料金の減免）</p> <p>第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、第11条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料及び利用料金の返還）</p> <p>第15条 既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（利用権の譲渡禁止）</p> <p>第16条 <u>利用者は、市民館の施設等を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p> <p>（利用者の義務）</p> <p>第17条 <u>利用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設等を利用しなければならない。</u></p> <p>（原状回復）</p> <p>第18条 <b>利用者が</b>、市民館の施設等の利用を終了し、又は利用許可を取り消され、利用を制限され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>（取消し等による損害の責任）</p> <p>第19条 市及び指定管理者は、第9条第4号に該当する場合を除き、<u>利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって、利用者</u>に生じた損害については、<u>その責めを負わない。</u></p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第20条 <u>利用者は、市民館の施設等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める</u></p>	<p>（貸出料）</p> <p>第12条 市民館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。</p> <p>（受講料及び入場料）</p> <p>第13条 <u>委員会</u>は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行なうにあつては、受講料又は入場料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の受講料又は入場料の額は、<u>委員会</u>がそのつど定める。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 <u>委員会</u>は、第11条に定める使用料について、特に必要があると認めるときは、<u>これを</u>減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料の返還）</p> <p>第15条 <u>既納の使用料</u>は、返還しない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（使用権の譲渡禁止）</p> <p>第16条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。</u></p> <p>（使用者の義務）</p> <p>第17条 <u>使用者は、善良な管理者の注意をもって市民館の施設及び設備を使用しなければならない。</u></p> <p>（原状回復）</p> <p>第18条 <u>使用者が</u>、市民館の施設及び設備の使用を終了し、又は<u>使用許可</u>を取り消され、<u>使用</u>を制限され、若しくは<u>使用</u>を停止されたときは、直ちにその<u>施設及び設備</u>を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>（取消し等による損害の責任）</p> <p>第19条 第9条第4号に該当する場合を除き、<u>使用許可</u>の取消し又は<u>使用</u>の制限若しくは停止によって、<u>使用者</u>に生じた損害については、<u>市は、その責めを負わない。</u></p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第20条 <u>使用者は、市民館の施設及び設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由がある</u></p>

改正後【最終的な案】							改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】							改正前																																																																																																																																																											
<p>ときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第4条の2（指定管理者に川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った<b>使用許可</b>その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った<b>利用許可</b>その他の行為とみなす。</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>							<p>ときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則及び教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第4条の2（指定管理者に川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った<b>使用の許可</b>その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った<b>利用の許可</b>その他の行為とみなす。</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>							<p>と認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>1 施設使用料</p>																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>幸 宮前 多摩 麻生</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル 室</td> <td>多摩</td> <td>1,120円</td> <td>2,460円</td> <td>3,360円</td> <td>6,940円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">種別</td> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>5時30分 ～9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> <tr> <td>会 議</td> <td>大会議室</td> <td>幸 宮前</td> <td>3,920円</td> <td>5,480円</td> <td>7,050円</td> <td>16,450円</td> </tr> </tbody> </table>							種別			金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時	会 議	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>幸 宮前 多摩 麻生</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル 室</td> <td>多摩</td> <td>1,120円</td> <td>2,460円</td> <td>3,360円</td> <td>6,940円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">種別</td> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>5時30分 ～9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> <tr> <td>会 議</td> <td>大会議室</td> <td>幸 宮前</td> <td>3,920円</td> <td>5,480円</td> <td>7,050円</td> <td>16,450円</td> </tr> </tbody> </table>							種別			金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時	会 議	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホ ー ル</td> <td rowspan="3">大ホール</td> <td>中原</td> <td>4,140円</td> <td>6,160円</td> <td>10,190円</td> <td>20,490円</td> </tr> <tr> <td>幸 高津 宮前 多摩 麻生</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td>幸 高津</td> <td>560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル 室</td> <td>多摩</td> <td>1,120円</td> <td>2,460円</td> <td>3,360円</td> <td>6,940円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">種別</td> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>5時30分 ～9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> <tr> <td>会 議</td> <td>大会議室</td> <td>幸 高津</td> <td>3,920円</td> <td>5,480円</td> <td>7,050円</td> <td>16,450円</td> </tr> </tbody> </table>							種別			金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円	幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時	会 議	大会議室	幸 高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
種別			金額																																																																																																																																																																						
			午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																			
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																																																																																																																																																			
		幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円																																																																																																																																																																			
	リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円																																																																																																																																																																			
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
会 議	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円																																																																																																																																																																			
種別			金額																																																																																																																																																																						
			午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																			
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																																																																																																																																																			
		幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円																																																																																																																																																																			
	リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円																																																																																																																																																																			
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
会 議	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円																																																																																																																																																																			
種別			金額																																																																																																																																																																						
			午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																			
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円																																																																																																																																																																			
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																																																																																																																																																			
		幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円																																																																																																																																																																			
	リハーサル 室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円																																																																																																																																																																			
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分 ～9時	9時～9時																																																																																																																																																																			
会 議	大会議室	幸 高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円																																																																																																																																																																			

改正後【最終的な案】						改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】						改正前						
室	第1会議室	多摩 麻生					第1会議室	多摩 麻生					第1会議室	宮前 多摩 麻生				
		幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2会議室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2会議室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3会議室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3会議室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第4会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後【最終的な案】							改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】							改正前							
教養室	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			
													第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			
													第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
	和室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
			日吉	670円	780円	1,120円			2,570円	日吉	670円	780円			1,120円	2,570円	日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円
			菅生	890円	1,000円	1,340円			3,230円	菅生	890円	1,000円			1,340円	3,230円	菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			
	実習室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
			日吉	890円	1,000円	1,340円			3,230円	日吉	890円	1,000円			1,340円	3,230円	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円

改正後【最終的な案】						改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】						改正前					
視聴覚室	宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	中原高津宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉橋	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
第4学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		橋	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸宮前多摩	330円	560円	1,120円	2,010円	体育室	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円	体育室	中原高津麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円		幸宮前多摩	330円	560円	1,120円	2,010円		幸宮前多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円		岡上	220円	330円	670円	1,220円		岡上	220円	330円	670円	1,220円

備考

1 土曜日、日曜日及び休日に**利用する場合**は、**規定使用料**の2割を増徴する。

2 **利用許可**の時間を超えて**利用する場合**は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の**利用時間区分**における**施設使用料**の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中

備考

1 土曜日、日曜日及び休日に**利用するとき**は、**規定施設使用料**の2割を増徴する。

2 **利用許可**の時間を超えて**利用する場合**は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の**利用時間区分**における**施設使用料**の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に**使用するとき**は、**規定使用料**の2割を増徴する。

2 **使用許可**の時間を超えて**使用する場合**は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の**使用時間区分**における**使用料**の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正後【最終的な案】			改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】			改正前																																																														
<p>間時間の施設使用料は、無料とする。</p> <p>3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、<b>次の表</b>の入場料金の区分に従い、<b>規定使用料</b>に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>			入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>間時間の施設使用料は、無料とする。</p> <p>3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、<b>次表</b>の入場料金の区分に従い、<b>規定施設使用料</b>に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>			入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、<b>次表</b>の入場料金の区分に従い、<b>規定使用料</b>に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>			入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割																																				
入場料金	増徴の割合																																																																			
1,000円未満	5割																																																																			
1,000円以上3,000円未満	10割																																																																			
3,000円以上	20割																																																																			
入場料金	増徴の割合																																																																			
1,000円未満	5割																																																																			
1,000円以上3,000円未満	10割																																																																			
3,000円以上	20割																																																																			
入場料金	増徴の割合																																																																			
1,000円未満	5割																																																																			
1,000円以上3,000円未満	10割																																																																			
3,000円以上	20割																																																																			
<p><b>2 設備使用料</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回</td> <td>5,600円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回	5,600円	<p><b>2 設備使用料については、規則で定める。</b></p>			<p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>																																																					
種別	単位	金額																																																																		
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																																																																		
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キ ロワットその他1単位 1回	5,600円																																																																		
<p><b>備考</b></p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p>			<p>別表第2（第11条の2条関係）</p> <p>1 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td>大ホール</td> <td>中原 4,140円</td> <td>6,160円</td> <td>10,190円</td> <td>20,490円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高津 7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル室</td> <td>高津 560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	ホ ー ル	大ホール	中原 4,140円	6,160円	10,190円	20,490円		高津 7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		リハーサル室	高津 560円	1,230円	1,680円	3,470円	<p>別表第2（第11条の2条関係）</p> <p>1 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td>大ホール</td> <td>中原 4,140円</td> <td>6,160円</td> <td>10,190円</td> <td>20,490円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高津 7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル室</td> <td>高津 560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> </tbody> </table>			種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	ホ ー ル	大ホール	中原 4,140円	6,160円	10,190円	20,490円		高津 7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		リハーサル室	高津 560円	1,230円	1,680円	3,470円
種別	金額																																																																			
	午前	午後	夜間	全日																																																																
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																																																
ホ ー ル	大ホール	中原 4,140円	6,160円	10,190円	20,490円																																																															
		高津 7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																																															
	リハーサル室	高津 560円	1,230円	1,680円	3,470円																																																															
種別	金額																																																																			
	午前	午後	夜間	全日																																																																
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																																																
ホ ー ル	大ホール	中原 4,140円	6,160円	10,190円	20,490円																																																															
		高津 7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																																															
	リハーサル室	高津 560円	1,230円	1,680円	3,470円																																																															

改正後【最終的な案】							改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】							改正前						
種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時		種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時								
会議室	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円								
	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		高津						高津												
	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		高津						高津												
	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
	第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
	第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
		高津						高津												
	教養室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円							
第1音楽室		高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円								
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
和室		中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
		高津						高津												
橘			670円	780円	1,120円	2,570円	橘		670円	780円	1,120円	2,570円								
料理室		中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円								
		高津						高津												
実習室		中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								
		高津						高津												
橘			890円	1,000円	1,340円	3,230円	橘		890円	1,000円	1,340円	3,230円								
視聴覚室		中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円								
	高津					高津														
第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円									

改正後【最終的な案】						改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】						改正前					
第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円						
体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円	体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円						
備考						備考											
1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、 <b>規定利用料</b> の2割増相当額とする。						1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、 <b>規定施設利用料</b> の2割増相当額とする。											
2 利用許可の時間を超えて利用する <b>場合</b> の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						2 利用許可の時間を超えて利用する <b>とき</b> の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割 <b>増</b> 相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。											
3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、 <b>次の表</b> の入場料金の区分に従い、 <b>規定利用料</b> に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。						3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、 <b>次表</b> の入場料金の区分に従い、 <b>規定施設利用料</b> に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。											
入場料金		増額の割合				入場料金		増額の割合									
1,000円未満		5割				1,000円未満		5割									
1,000円以上3,000円未満		10割				1,000円以上3,000円未満		10割									
3,000円以上		20割				3,000円以上		20割									
4 大ホール（ <b>川崎市高津市民館</b> に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの <b>規定利用料</b> の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。						4 大ホール（ <b>高津市民館</b> に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの <b>規定施設利用料</b> の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は適用しない。											
<b>2 設備利用料</b>						<b>2 設備利用料については、規則で定める。</b>											
種別		単位		金額													
陶芸用電気窯		1台 1回		3,360円													
その他附帯設備		1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1キロワット その他1単位 1回		5,600円													
備考																	
1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。																	
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を																	

改正後【最終的な案】	改正後【前回の教育委員会会議（7月21日）でお諮りした案】	改正前
<p data-bbox="172 128 893 159">引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p data-bbox="151 170 774 201">3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p>		